

園芸施設共済損害防止事業補助金及び被害拡大防止資材交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、組合が実施する園芸施設共済において損害防止事業を展開し、組合員が被る損害の未然防止と被害の拡大を防止するため、気象上及び鳥獣害の原因による被害対策を目的とした施設の設置及び修理費用に対する一部補助並びに被害の拡大を防止するための資材等を交付することに関して必要な事項を定める。

（補助対象）

第2条 この要綱による補助対象者は、園芸施設共済に加入している組合員とする。

すべての特定園芸施設において防風等施設の設置及び園芸施設の補強（以下「防風等補強施設」という。）又は修理に必要な費用に対し、その一部を補助対象とする。

また、次の各号に掲げる施設区分を所有する加入者については、被覆材の損害の拡大を防止するための被覆材補修テープを1加入者につき1個交付する。

- 1 プラスチックハウスⅡ類（40 区分）
- 2 プラスチックハウスⅢ類（50 区分）
- 3 プラスチックハウスⅣ類（甲）（61 区分）
- 4 プラスチックハウスⅥ類（80 区分）

（補助金交付額）

第3条 この補助金の交付額は、第2条に該当する費用のうち業者が設置又は修理する場合については、防風等補強施設の設置又は修理費用（人件費及び諸経費を含む）の30%とし、個人が設置する場合については、防風等補強施設の設置又は修理費用（人件費及び諸経費を除く）の50%とする。

ただし、県及び市町村等の補助があった場合は、防風等補強施設の設置又は修理費用から当該補助金の額を差し引いた額を防風等補強施設の設置又は修理費用とし交付額を算定する。

なお、補助金交付額については、1加入者あたり10万円を限度とする。

また、園芸施設共済損害防止事業の予算の範囲を超える場合、予算の範囲内で1加入者あたりの交付額を按分調整するものとする。

（交付条件）

第4条 この補助金は、当該年度において防風等の被害を未然に防ぐことを目的として、新たに防風等補強施設を設置したもの又は既存の防風等補強施設を修理したものであることを交付条件とする。（備品及び消耗品のみの設置費用を除く。）

(交付申請)

第 5 条 この補助金の交付を申請する組合員は、園芸施設共済損害防止事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる必要書類を添付し、組合に提出するものとする。

- 1 防風等補強施設の設置又は修理費用の証明ができる書類の写し（請求書・領収書等）
- 2 防風等補強施設の設置（修理）報告書（写真添付）（様式第 2 号）
- 3 県及び市町村等の補助金等の交付決定通知書等の写し（県及び市町村等の補助金等の補助を受ける組合員のみ）

(交付申請書等の提出期限)

第 6 条 この補助金の交付を申請する組合員は、第 5 条に該当する書類を当該年度の 2 月末日までに組合に提出するものとする。

ただし、組合が必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助金交付額の決定)

第 7 条 組合は、補助金交付額を決定し、園芸施設共済損害防止事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

(補助金の交付)

第 8 条 組合は、補助金交付決定者に対し補助金交付決定額を振込みにより支払う。

(補助金の返還)

第 9 条 虚偽及び不当な事由により補助金の交付を受けた者は、補助金を返還しなければならない。

(実施期間)

第 10 条 この園芸施設共済損害防止事業は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで実施する。

(改廃)

第 11 条 この要綱の改廃は、組合長が定める。

(施行)

第 12 条 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附則 （令和 4 年 3 月 28 日制定）